

財團法人協調會大阪支所
一、解雇者之待遇
二、再就職之支援
三、職業訓練之実施
四、生活安定之確保
五、労働者代表者之選出
六、労働条件之改善
七、労働安全衛生之確保
八、労働争議之防止
九、労働協約之締結
十、労働組合之育成

財團法人協調會大阪支所

車註文品足柄一隻、衣笠一隻（吳ニ於テ既ニ縫裝中）及ビ潜水艦若干アルノミデコ、ニ運轉資金ヲ得ザル限り註文品ヲ受クルコトヲモ得ズ經營ハ絶対不可能ノ窮地ニ陥ルノデアアル而シテソノ結果ハ延イテ兵庫、葦合等ニモ影響シ之等ヲモ閉鎖セザルノ已ムナキニ至ルトスルモノ、如クデアアル

從ツテ之ヨリ推シテ救済金ヲ得タル後ノ再建運動ニ就テモ兵庫葦合工場ニ於テ現状ヲ維持シテ採業ヲ續行セラレ場合ニヨツテハ救支明ホナル葦合工場ノ如キ却ツテ擴張ヲミルニアラズヤトモ伺ハレルガ之ハ兎モ角造船所ニ至ツテハ所謂問題ノ懸トシテ大々的切崩ヲ必要トセラル、コトハ明カデコノ點ニ關シテハ工場側ニ在リテモ其ノ必要ヲ認メアヘテ否認ハシテ居ラヌ

サレバ労働者ノ解雇問題モ早晚惹起サルベキモノトシテ疑フ餘地ノ無イコトデアアルガ現在ニ於テハ造船所ニ於テ臨時雇職工約二百名ヲ臨時解雇シタル以外何等ノ措置ヲ講ゼズ依然就業セシメテ